

<p>条例名等</p>	<p>職員の退職手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 失業者の退職手当について、雇用保険法の改正による変更後の失業等給付に準じたものに改める。                  ※失業者の退職手当：職員が退職時に受けた一般の退職手当が雇用保険による失業等給付の額を下回った場合（採用1、2年での自己都合退職の場合など）に、その差額を失業等給付の例により退職手当として支給する制度                  (2) その他所要の規定の整備を行う。                  (3) 施行期日は公布日とし、平成29年1月1日から適用する。                  (4) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>&lt;雇用保険法の改正概要&gt;                  1 求職活動支援費の創設                  (1) 広域求職活動費（要件緩和）                  公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動に支給                  (2) 短期訓練受講費（新設）                  公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動に支給                  (3) 求職活動関係役務利用費（新設）                  求職活動を容易にするための役務の利用に支給（子どもの一時預かり等）</p> <p>2 高年齢者への適用拡大                  (1) 65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、高年齢求職者給付金を支給する。                  (2) 就業促進手当、移転費、求職活動支援費等についても、新たに65歳以上の者を対象とする。</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p>

<p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する<u>求職活動支援費</u>の額に相当する金額</p>	<p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する<u>広域求職活動費</u>の額に相当する金額</p>
<p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「<u>就業促進手当</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「<u>就業促進手当</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>16・17 略</p>	<p>16・17 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 退職職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）第15条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつ

ては、0) )」とする。

- 3 改正後条例第15条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴い平成29年1月1日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「改正前条例」という。）第15条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（平成29年1月1日前1年以内に改正前条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって平成29年1月1日以後に改正後条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって平成29年1月1日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 改正後条例第15条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって平成29年1月1日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって平成29年1月1日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第15条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 平成29年1月1日前に改正前条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（平成29年1月1日以後に改正後条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第15条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>                  地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、仕事と育児介護の両立支援制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概 要</b></p> <p>(1) 非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和                  非常勤職員の育児休業には、在職期間、継続任用の見込み、勤務日数に係る要件があり、これらを全て満たす者が取得できるが、このうち、継続任用の見込み要件を、子が1歳6か月（現行2歳）に達する日までに緩和する。                  【在職期間】1年以上（育児休業の請求時点）                  【勤務日数】週3日以上又は年121日以上                  【継続任用】（現行）子が2歳に達する日まで任用が継続する見込み                  （改正後）子が1歳6月に達する日まで任用が継続する見込み</p> <p>(2) 育児休業等の「子」の範囲拡大に伴う所要の改正                  再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情を定める規定について、所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>3 施行期日 公布日</b></p>

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該請求に係る子が1歳6か月に達する日(以下「子の1歳半到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該請求に係る子の1歳6か月に達する日(以下「子の1歳半到達日」という。)を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(子の1歳半到達日から6か月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった<u>ことその他の人事委員会規則で定める事情</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった<u>こと。</u></p>
<p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことその他の人事委員会規則で定める事情

(2)～(6) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6) 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地域の振興等に関する諸施策の推進を図り、業務の円滑な実施を確保するため職員を派遣する公益的法人等を追加する。</p> <p>2 概要 (1) 公益的法人等の役職員として専らその業務に従事させる職員の派遣先に、公益財団法人日本オリンピック委員会を加える。 (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>



鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であつて知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ク 略 <u>ケ 公益財団法人日本オリンピック委員会</u> コ 略 サ 略 シ 略 ス 略 (2)～(5) 略 2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であつて知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ク 略  ケ 略 コ 略 サ 略 シ 略 (2)～(5) 略 2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政組織条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県中部地震からの力強い復興を進めるため、中部地震復興本部事務局を設置する。</p> <p>2 概要 (1) 知事の直近下位の内部組織として、中部地震復興本部事務局を設置する。 (2) 中部地震復興本部事務局は、次の事務を所掌する。 ア 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項 イ 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 (生活環境部と共管) ウ 地域の危機対応力の向上に関する事項 (危機管理局と共管) (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p> <p>4 参考</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>中部地震からの復興</b></p> <p>○中部地震からの一日も早い復興と、震災前にも増して一層力強い地域づくりを進めるため、被災住宅の支援をはじめとする復興の取組を迅速かつ強力に展開する体制を整備。</p> <p>⇒ 知事の直轄組織として「中部地震復興本部事務局」を設置し、取組体制を強化。 この事務局の所在地は中部とし、市町村や震災復興活動支援センター等と密接に連携して活動。また、中部地震住宅支援本部を生活環境部と共管する。</p> </div> <pre>                     graph TD                         G[知事] --- DG[副知事]                         DG --- CC[統轄監]                         CC --- T1[元気づくり総本部]                         CC --- T2[危機管理局]                         CC --- T3[総務部]                         CC --- T4[地域振興部]  CC --- MR[中部地震復興本部事務局]                         MR --- MRH[中部地震住宅支援本部]  MR --- T5[元気づくり総本部]                         MR --- T6[危機管理局]                         MR --- T7[総務部]                         MR --- T8[地域振興部]  MR --- MR_L["所在地：倉吉市 (中部総合事務所内)"]                         MRH --- MRH_L["(生活環境部と共管)"]                     </pre>

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>中部地震復興本部事務局</u></p> <p>元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p>元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p>
<p><u>(中部地震復興本部事務局の所掌事務)</u></p>	
<p>第3条 <u>中部地震復興本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項（生活環境部と共管）</u></p> <p>(3) <u>地域の危機対応力の向上に関する事項（危機管理局と共管）</u></p>	
<p>(元気づくり総本部の所掌事務)</p>	<p>(元気づくり総本部の所掌事務)</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>(危機管理局の所掌事務)</p>	<p>(危機管理局の所掌事務)</p>
<p>第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項<u>（中部地震復興本部事務局と共管）</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>第4条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項</p> <p>(5) 略</p>

<p>(総務部の所掌事務) 第6条 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務) 第7条 略</p> <p>(観光交流局の所掌事務) 第8条 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務) 第9条 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務) 第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) 略 (13) 住宅に関する事項(次号に掲げるものを除く。) (14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項(中部地震復興本部事務局と共管) (15) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務) 第11条 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務) 第12条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第13条 略</p>	<p>(総務部の所掌事務) 第5条 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務) 第6条 略</p> <p>(観光交流局の所掌事務) 第7条 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務) 第8条 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務) 第9条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) 略 (13) 住宅に関する事項  (14) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務) 第10条 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務) 第11条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第12条 略</p> <p>第13条 削除</p>
---	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県職員定数条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>(1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。</p> <p>(2) 市町村との事務の共同化に伴い、市町村から委託を受けた事務に従事している職員（市町村から派遣されるもの又は市町村が人件費を負担しているものに限る。）を定数の外に置く。</p> <p><b>2 概 要</b></p> <p>(1) 事務事業の見直し及び業務量の減少等により、知事の事務部局の職員の定数を6人減員し、2,855人に改めること。</p> <p>(2) 事務事業の見直し及び業務量の減少等により、教育委員会の事務局の職員の定数を5人減員し、247人に改めること。</p> <p>(3) 高等学校の学級の減等により、県立学校の職員の定数を11人減員し、2,015人に改めること。</p> <p>(4) 小・中学校の学級の減等により、県費負担教職員の定数を38人減員し、4,097人に改めること。</p> <p>(5) 業務量の減少等により、企業局の職員の定数を1人減員し、59人に改めること。</p> <p>(6) 定数の外に置く職員に、市町村から委託を受けた事務に従事している職員（市町村から派遣されるもの又は市町村が人件費を負担しているものに限る。）を加えること。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>平成29年4月1日</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,855人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,845人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,262人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,015人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>247人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,097人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の事務に従事している職員(市町村から派遣されるもの又は市町村が人件費を負担しているものに限る。)</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,861人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,851人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,278人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,026人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>252人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,135人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>市町村から派遣される職員のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の職員の研修に関する事務に従事しているもの</u></p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                  公の施設における指定管理者制度のよりの確な運用を図るため、公募せずに指定管理候補者を選定している公の施設については、審査委員会の意見を聴いて公募しないことの適否を検討するものとする。</p> <p>2 概 要                  (1) 知事又は教育委員会は、引き続き公募せずに指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめ審査委員会を開催し、その適否について検討を行わせるものとする。                  (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日                  施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 知事等は、第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定した公の施設について、引き続き同号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめその適否について検討を加えるものとする。</u></p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第14条 <u>第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による審査並びに第6条第4項の規定による検討を行わせるため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(委員の構成)</p> <p>第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。</p> <p>(1) <u>当該公の施設を所管する部局の職員</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第16条 <u>削除</u></p>	<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(委員会の開催)</p> <p>第14条 <u>知事等は、第5条、第6条第2項又は第22条第3項の規定による審査を行う場合は、公の施設を所管する知事の事務部局、教育委員会又は企業局（以下「所管部局等」という。）において審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。</u></p> <p>(委員の構成)</p> <p>第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。</p> <p>(1) <u>所管部局等の職員</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第16条 <u>委員会の庶務は、所管部局等において処理する。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）



名称	調査審議する事項
略	
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)
鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項
鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	
略	

別表第2 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項
略	

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)
鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	
略	

別表第2 (第2条関係)

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
略	

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県附属機関条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 規制の緩和・廃止や行政手続きの簡素化など、様々な規制の見直し等について検討を行うため、知事の附属機関として、新たに鳥取県規制改革会議を設置する。</p> <p>2 概 要 (1) 新たに設置する附属機関 鳥取県規制改革会議  (2) 調査審議の内容 規制の見直しに係る提案等に関する事項</p> <p>3 施行期日 平成29年4月1日</p>

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
鳥取県規制改革会議	規制の見直しに係る提案等に関する事項		
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 いじめに関する重大事態等の検証のために設置した附属機関について、調査審議する事項の表現を変更する。</p> <p>2 概 要 (1) 見直しを行う附属機関とその内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">調査審議する事項</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県いじめ問題検証委員会</td> <td>                     (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項                      (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項                 </td> <td>                     いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 見直しの理由 県教育委員会の附属機関として、鳥取県いじめ問題調査委員会を新たに条例に規定することとしたことに伴い、本検証委員会の調査審議事項の記載をより具体的にするため（内容の変更なし）</p> <p>3 施行期日 平成29年4月1日</p> <p>(参考) 鳥取県いじめ問題調査委員会（教育委員会）の調査審議事項との相違点</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>いじめ問題検証委員会（人権局）</th> <th>いじめ問題調査委員会（教育委員会）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 右記いじめ問題調査委員会（教育委員会）の調査結果について、知事が必要と認める場合に行う再調査                      2 私立学校から重大事態発生の報告を受けた知事が、必要と認める場合に行う調査                      3 その他、県内の公・私立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）の児童・生徒の重大事故について、学校設置者または学校が調査を行っていない場合で、知事が必要と認めるときに行う調査                 </td> <td>                     1 県立学校又は県立学校の設置者が、児童・生徒の重大事態について行う調査                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>* 重大事態とは、いじめにより児童等の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及び児童等が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合である。</p>	名称	調査審議する事項		改正後	改正前	鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項	いじめ問題検証委員会（人権局）	いじめ問題調査委員会（教育委員会）	1 右記いじめ問題調査委員会（教育委員会）の調査結果について、知事が必要と認める場合に行う再調査 2 私立学校から重大事態発生の報告を受けた知事が、必要と認める場合に行う調査 3 その他、県内の公・私立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）の児童・生徒の重大事故について、学校設置者または学校が調査を行っていない場合で、知事が必要と認めるときに行う調査	1 県立学校又は県立学校の設置者が、児童・生徒の重大事態について行う調査
名称	調査審議する事項												
	改正後	改正前											
鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項											
いじめ問題検証委員会（人権局）	いじめ問題調査委員会（教育委員会）												
1 右記いじめ問題調査委員会（教育委員会）の調査結果について、知事が必要と認める場合に行う再調査 2 私立学校から重大事態発生の報告を受けた知事が、必要と認める場合に行う調査 3 その他、県内の公・私立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）の児童・生徒の重大事故について、学校設置者または学校が調査を行っていない場合で、知事が必要と認めるときに行う調査	1 県立学校又は県立学校の設置者が、児童・生徒の重大事態について行う調査												

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項	鳥取県いじめ問題検証委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務を拡大するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正 ア 個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加する。          (ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務          (イ) 鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務          イ 知事は、ア(ア)の事務の処理に必要な限度で児童扶養手当に係る特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができることとする。          ウ 知事は、教育委員会からア(イ)の事務を処理するために必要な障がい者に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。          エ 知事は、公安委員会、企業局又は病院局から児童手当の支給に関する事務を処理するために必要な地方税に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p>

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
略			略		
3 知事	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの		3 知事	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの	
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの				
5 略			4 略		
6 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの		5 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの	
7 教育委員会	鳥取県英奨学資金の貸与に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの				
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
略			略		
知事	別表第1の2の項に掲げる事務	生活保護法による保護の実施に関する情報	知事	別表第1の2の項に掲げる事務	生活保護法による保護の実施に関する情報
知事	別表第1の4の項に掲げる事務	法別表第2の65の項第4欄に掲げる情報			
教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
略			略		

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の7の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
知事	公安委員会、企業局又は病院局	法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報
略			

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
略			

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。



<p>条例名等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  専修学校等奨学資金の貸付金返還事務にかかる事務の効率化を図るため、市町村に移譲していた事務を見直し、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要                  (1) 専修学校等奨学資金の貸付金返還事務にかかる事務の効率化を図るため、市町村が処理することとしていた貸与者からの返還免除申請、返還猶予申請、住所等変更届出等の受理を県で直接行うこととする。</p> <p>(2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
<u>1</u> 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。(2)において同じ。） (2) 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村
		<u>1の2</u> 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村
		1の3 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村
略		略	
24の2 計量法（平成4年法律第51号）	東伯郡	24の2 計量法（平成4年法律第51号）	東伯郡

号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	三朝町	号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略 24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第6条第1項及び第7条第1項の規定による特定工場の新設等の届出の受理 (2) 第8条第1項の規定による特定工場の変更の届出の受理 (3) 第9条第1項及び第2項の規定による必要な事項の勧告 (4) 第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更の命令 (5) 第11条第2項の規定による期間の短縮 (6) 第12条の規定による氏名等の変更の届出の受理 (7) 第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	三朝町 岩美郡 岩美町 及び西 伯郡大 山町
24の3 略		24の4 略	
24の4 略		24の5 略	
24の5 略		24の6 略	
24の6 略		24の7 略	
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の項を削り、同表1の2の項を同表1の項とする改正規定並びに次項及び第3項の規定は、同年7月1日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 一部施行日前にされた請求に対する改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「旧条例」という。)別表1の項に掲げる認定(次項において「認定」という。)については、なお従前の例による。

3 一部施行日前に旧条例の規定に基づき市町村長又はその委任を受けた者がした認定は、改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、県がした認定とみなす。前項の規定により市町村長又はその委任を受けた者がする認定についても、同様とする。

条  
例  
名  
等

財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地）について

提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

1 提出理由

同和問題の早期解決を図るため旧鳥取市解放文化会館用地として鳥取市に無償貸付けをしてきた当該土地について、平成24年4月から当該土地上の建物に係る使用料収入などの実態に照らして相応の負担を求めることとし、減額して貸し付けているが、貸付期間が平成29年3月31日をもって終了することから、引き続き減額して貸し付けようとするものである。

2 概 要

(1) 財産の概要

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市幸町151番	1,494.13平方メートル

(2) 相手方

鳥取市尚徳町116番地  
鳥 取 市

(3) 利用目的

鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地(旧鳥取市解放文化会館用地)に使用するため

(4) 貸付期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日

(5) 減額して貸し付ける理由

当該土地については、当該土地上の建物に係る使用料収入などの実態に照らして相応の負担を求めることとし、減額して貸し付けているが、貸付期間が平成29年3月31日をもって終了する。

当該施設が本県において同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決や福祉向上のための中核的施設として利用に供され、本県人権・福祉政策の推進上果たしている役割を勘案して、引き続き貸付料の減額をして貸し付けようとするものである。

(6) 貸付金額

鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額

区 分	損害賠償請求事件に係る和解について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 損害賠償請求事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 和解の相手方 東伯郡北栄町 企業</p> <p>(2) 和解の要旨 ア 県は、解決金を和解の相手方に支払わないものとする。こと。 イ 県は、和解の相手方が地方税法第 13 条の 2 第 1 項に規定する要件を十分に満たすことを確認する前に、繰上徴収に係る納期限変更告知書を和解の相手方に呈示したことを認め、必要のない納期限の変更によって早期に県税の納付を強いたことについて遺憾の意を表すこと。 ウ 和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄するものとする。こと。 エ 県と和解の相手方は、県と和解の相手方との間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するものとする。こと。 オ 訴訟費用は各自の負担とすること。</p> <p>(3) 和解の理由 鳥取地方裁判所から和解勧告があり、損害賠償金を支払う必要はないとされるなど本県の主張について一定程度理解を示した内容であることから、これに応じようとするものである。</p> <p>(4) 事件の概要 平成 27 年 10 月 15 日、鳥取県中部県税事務所所属の職員が和解の相手方に対して、地方税法に規定する繰上徴収の要件を満たしているか十分な調査をすることなく繰上徴収を行ったのは違法として、和解の相手方が慰謝料等として、98,102 円の支払いを求める訴えを提起したものである。</p> <p>(5) 争 点 ＜繰上徴収判断（要件適否）の適法性＞ 地方税法第 13 条の 2 第 1 項において、納入義務の確定した債務を有する特別徴収義務者につき、強制換価手続（滞納処分、競売、破産等）が開始されたときは、納期限において全額を徴収することができないと認められるものに限り納期限を繰り上げることができる」とされているところ、本件においてその要件を充足していたと言えるのか。</p> <p>(繰上徴収) 地方税法第 13 条の 2 第 1 項 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。</p> <p>1 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき。</p> <p>2 ～ 5 略</p> <p>6 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の受託に関する規約を定める協議 について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、県内全市町村から地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務を受託することとし、これに関する規約を定める協議をすることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要                  (1) 事務の委託を行う目的                  これまで地方自治法に基づかない任意協議会によって事務処理を行ってきたが、市町村が事務の委託を行い、運営経費等を県費として管理及び執行することによって、より適正な事務の管理及び執行を行う。</p> <p>(2) 委託事務の範囲                  (ア) 情報システムの標準化及び共同化に関する事務                  (イ) 情報システム運用上の安全性の確保に関する事務                  (ウ) 情報通信技術に関する業務に対応できる職員の育成に関する事務</p> <p>(3) 経費負担及び予算の執行                  委託事務の管理及び執行に要する経費は、市町村の負担とし、市町村はあらかじめ、これを鳥取県に交付する。                  経費の額及び交付の時期は、知事があらかじめ送付する委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書に基づき、市町村長と協議して定める。</p> <p>(4) 規約施行日                  平成29年4月1日</p>

〇〇市（町村）と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務  
の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇市（町村）（以下「甲」という。）は、地方公共団体における情報通信技術の共同化（以下「自治体ICT共同化」という。）に関する次に掲げる事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 情報システムの標準化及び共同化に関する事務
- (2) 情報システムの運用上の安全性の確保に関する事務
- (3) 情報通信技術に関する業務に対応できる職員の育成に関する事務

（経費の負担及び予算の執行）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町村）長（以下「市（町村）長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書を市（町村）長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、委託事務の管理及び執行に要する経費、甲以外の者から受託した自治体ICT共同化に関する事務に要する経費及び乙の自治体ICT共同化に関する事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町村）長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町村）長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第6条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町村）長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町村）長に通知しなければならない。

（雑則）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

条 例 名 等	包括外部監査契約の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結するため、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 契約の相手方          住 所 鳥取市吉成南町二丁目4番7号          氏 名 岸本信一          資 格 税理士</p> <p>(2) 契約の始期          平成29年4月1日</p> <p>(3) 費用の算定方法          9,150,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>(4) 費用の支払方法          監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>



条例名等

鳥取県税条例等の一部改正について

1 提出理由

平成29年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、次の事項を主な内容とする所要の改正を行う。

- (1) エコカー減税（自動車取得税）、グリーン化特例（自動車税）の基準の見直し
- (2) 不動産取得税における課税標準の特例措置の拡充
- (3) 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置

2 概要

(1) 自動車取得税・自動車税に関する事項

ア 自動車取得税におけるエコカー減税について、適用となる燃費基準を段階的に見直した上で、2年間延長する。

【現行】（適用期限：H29.3.31）

対象車	軽減区分
電気自動車等	非課税
H32年度燃費基準+20%達成	
H32年度燃費基準+10%達成	80%軽減
H32年度燃費基準達成	60%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	40%軽減
H27年度燃費基準+5%達成	20%軽減

【改正後】（適用期間：H29.4.1~H31.3.31）

対象車	軽減区分	
	H29年度	H30年度
電気自動車等	非課税	非課税
H32年度燃費基準+40%達成		
H32年度燃費基準+30%達成	60%軽減	60%軽減
H32年度燃費基準+20%達成		
H32年度燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減
H32年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減
H27年度燃費基準+10%達成		

イ 自動車税におけるグリーン化特例（軽課）について、適用となる燃費基準を見直した上で、2年間延長する。

【現行】（適用期限：H29.3.31）

対象車	軽減区分
電気自動車等	75%軽減
H32年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準+20%達成	50%軽減

【改正後】（適用期間：H29.4.1~H31.3.31）

対象車	軽減区分
電気自動車等	75%軽減
H32年度燃費基準+30%達成	
H32年度燃費基準+10%達成	50%軽減

(2) 不動産取得税に関する事項

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋の課税標準の特例措置（現行1/2に軽減）について、わがまち特例の導入により条例で定める割合とされたことを受け、当該課税標準の軽減割合を2/3とする。

＜わがまち特例＞

法律の定める範囲内で、個々の地方団体が課税標準の特例割合等を条例で定めることができる仕組みのこと。  
 上記事業に係る特例割合については、現行の軽減割合1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定めることとなっている。

(3) 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置に関する事項

ア 消費税率引上げ時期の変更に伴い、次の事項について施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更する。

- (ア) 地方消費税率の引上げ時期
- (イ) 自動車取得税の廃止時期並びに自動車税環境性能割及び種別割の導入時期
- (ウ) 法人県民税法人税割の税率改正の実施時期
- (エ) 地方法人特別税（国税）の廃止に伴う法人事業税への復元の実施時期

イ 個人県民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで延長する。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、平成29年4月1日とする。ただし、2の(1)のイに関する事項の一部については、平成30年4月1日とし、2の(3)については、公布日とする。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

提出理由及び概要

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第77条の2 略</p>	<p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第77条の2 略</p>
<p><u>(家庭的保育事業の用に直接供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例)</u></p> <p>第77条の3 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u></p> <p><u>第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。</u></p>	
<p><u>(居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例)</u></p> <p>第77条の4 <u>児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。</u></p>	
<p>(事業所内保育事業の用に直接供する家屋に係る不動</p>	

産取得税の課税標準の特例

第77条の5 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第134条の5 略

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第134条の5の2 法附則第12条の2の5第2項の規定の適用を受ける自動車取得税は、同項の規定により自動車の取得者とみなされる者に課する。

2 前項の自動車取得税の額は、法附則第12条の2の5第3項の規定により算定される金額とする。

（自動車取得税の非課税）

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第134条の9の2 法附則第12条の2の4の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに

（自動車取得税のみならず課税）

第134条の5 略

（自動車取得税の非課税）

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第134条の9の2 法附則第12条の2の5の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第134条の11 略

行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

2 法附則第12条の2の3第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の3第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

7. 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8. 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車税の納税義務者等）

第135条 略

（自動車税の賦課徴収の特例）

第135条の2 法附則第12条の4第2項の規定の適用を受ける自動車税は、同項の規定により自動車の所有者とみなされる者に課する。

2 前項の自動車税の額は、法附則第12条の4第3項の規定により算定される金額とする。

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車 でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供する施設の外の場合において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）の用に供するもの

ア～エ 略

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業

4. 法附則第12条の2の3第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

5. 法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車税の納税義務者等）

第135条 略

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車 でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

ア～エ 略

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業

の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～オ 略

カ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業

キ・ク 略

(8) 障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。）その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患に罹患している者をいう。以下同じ。）を通所させ、障がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。以下「小規模作業所」という。）を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該小規模作業所の外の場所において作業を営むためのものに限る。）の用に供するもの

(9)～(11) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第7号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～オ 略

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業

キ・ク 略

(8) 障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。）その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患に罹患している者をいう。以下同じ。）を通所させ、障がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。以下「小規模作業所」という。）を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(9)～(11) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車（同条第3項に掲げる自動車を除く。）で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項に規定する自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車（同条第5項に掲げる自動車を除く。）で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第6項に規定する自動車（同条第5項に掲げる自動車を除く。）で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
略					
(3) バス	イ	略			
	(イ) 学校教	ア	ア	ア	ア
(3輪)					

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車（同条第3項に掲げる自動車を除く。）で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同条第4項に規定する自動車（同条第3項に掲げる自動車を除く。）で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
略					
(3) バス	イ	略			
	(イ) 学校教	ア	ア	ア	ア
(3輪)					

の小型自動車であるものを除く。)	自家用	育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	(ア)に定める額	(ア)に定める額	(ア)に定める額	(ア)に定める額	の小型自動車であるものを除く。)	自家用	育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	(ア)に定める額	(ア)に定める額	(ア)に定める額	(ア)に定める額
------------------	-----	---	----------	----------	----------	----------	------------------	-----	---	----------	----------	----------	----------

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号又は第6号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号又は第7号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(固定資産税の課税標準)  
 第160条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模償却資産の価額(法第349条の2、法第349条の3又は法第349条の3の4の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。)のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(固定資産税の課税標準)  
 第160条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模償却資産の価額(法第349条の2又は法第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。)のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付の請求等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の請求により証明する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県税に関する犯則事件について<u>法第1章第16節第2款の規定による処分を受けたことがないこと</u>。</p>	<p>(納税証明書の交付の請求等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の請求により証明する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県税に関する犯則事件について<u>国税犯則取締法(明治33年法律第67号)の規定を準用して行われる処分を受けたことがないこと</u>。</p>
<p>(不動産取得税の納税義務者等)</p> <p>第76条 不動産取得税は、不動産の取得(<u>法第73条の2第2項から第7項まで、第11項及び第12項の規定</u>により取得とみなされるものを含む。以下この節において同じ。)に対し、当該不動産の取得者(同条第2項、<u>第11項及び第12項の規定</u>により取得者とみなされる者を含む。以下この節において同じ。)に課する。</p>	<p>(不動産取得税の納税義務者等)</p> <p>第76条 不動産取得税は、不動産の取得(<u>法第73条の2第2項から第6項まで、第10項及び第11項の規定</u>により取得とみなされるものを含む。以下この節において同じ。)に対し、当該不動産の取得者(同条第2項、<u>第10項及び第11項の規定</u>により取得者とみなされる者を含む。以下この節において同じ。)に課する。</p>
<p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第134条の11 略</p> <p>2 法附則第12条の2の2第2項に<u>掲げる自動車</u>で初めて新規登録等(法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。</p> <p>4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初</p>	<p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第134条の11 略</p> <p>2 法附則第12条の2の2第2項に<u>規定するガソリン自動車</u>で初めて新規登録等(法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成30年3月31日</u>までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成30年3月31日</u>までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。</p> <p>4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初</p>



り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(狩猟税の税率)

第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 略
- (2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族（以下この条において「同一生計配偶者等」という。）に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円
- (3) 略
- (4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者等に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) 略

2 狩猟者の登録を受ける者が、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要せず、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者等に該当する場合にあっては、当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)・(2) 略

り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(狩猟税の税率)

第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 略
- (2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族（以下この条において「控除対象配偶者等」という。）に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円
- (3) 略
- (4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者等に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) 略

2 狩猟者の登録を受ける者が、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要せず、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者等に該当する場合にあっては、当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)・(2) 略

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中目次の改正規定、鳥取県税条例第134条の2から第134条の21までの改正規定、第134条の44を第135条とする改正規定、第135条を第135条の2とし、同条の次に1条を加える改正規定、第136条に1項を加える改正規定、第137条の3の次に14条を加える改正規定及び第138条の改正規定を次のように改める。

目次

- 第1章 略
- 第2章 普通税
  - 第1節～第5節 略
  - 第6節 ゴルフ場利用税（第125条—第134条の

目次

- 第1章 略
- 第2章 普通税
  - 第1節～第5節 略
  - 第6節 ゴルフ場利用税（第125条—第134条）

21)

第7節 略

第8節 自動車税

第1款 通則 (第135条—第137条の3)

第2款 環境性能割 (第137条の4—第137条の16)

第3款 種別割 (第138条—第146条)

第9節 鉦区税 (第147条—第158条)

第10節 略

第3章・第4章 略

附則

第134条の2から第134条の21まで 削除

第6節の2 自動車取得税 (第134条の2—第134条の21)

第6節の3 略

第7節 自動車税 (第134条の44—第146条)

第8節 鉦区税 (第147条—第153条)

第9節 削除

第10節 略

第3章・第4章 略

附則

(自動車取得税の納税義務者等)

第134条の2 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として法第113条第2項の施行令で定めるものを含む。）をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第134条の3 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

第134条の4 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得を

した者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条及び次条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に前条第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

第134条の5 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第134条の5の2 法附則第12条の2の5第2項の規定の適用を受ける自動車取得税は、同項の規定により自動車の取得者とみなされる者に課する。

2 前項の自動車取得税の額は、法附則第12条の2の5第3項の規定により算定される金額とする。

（自動車取得税の非課税）

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成31年3月31日まで

に行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 日本赤十字社が、救急業務、採血業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (2) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (3) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車
- (4) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。）

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年（当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあつては、3年）以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合
  - ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）
  - イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(自動車取得税の課税標準)

第134条の9 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として法第118条第2項の総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第118条第2項第1号の施

行令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の施行令で定めるもの

(2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法（明治29年法律第89号）第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 第134条の4第1項又は第134条の5の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の課税標準の特例）

第134条の9の2 法附則第12条の2の4の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

（自動車取得税の税率）

第134条の10 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規



定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前

項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車取得税の免税点)

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

- (1) 次号の自動車の取得以外の自動車の取得 15万円
- (2) 平成30年3月31日までに行われた自動車の取得 50万円

(自動車取得税の徴収方法)

第134条の13 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第134条の14 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

- (1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時
- (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)
- (3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は法第122条第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受

けたときは、当該記入の時)又は同号の総務省令で定める日

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得  
当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、法第122条第2項の総務省令で定める様式によって、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第134条の15 前条第1項の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第129条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第129条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第123条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合(法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第3条に規定する収入証紙(以下「鳥取県収入証紙」という。)を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り付けに代えることができる。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第134条の16の2 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなく第134条の14第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに

提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除に関する申告)

第134条の17 法第125条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に関する申告等)

第134条の18 法第125条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第134条の14第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第125条第6項の規定による自動車取得税の還付を受けようとする者は、当該自動車取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第125条第2項の規定によって徴収の猶予を受けた者が同条第1項の規定の適用がないことが明らかとなった場合には、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予した徴収金を直ちに徴収する。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又

は納付義務の免除の申請)

第134条の19 法第126条第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第134条の21 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額(法第130条第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第132条第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第133条第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境性能割 法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。
- (2) 種別割 法第145条第2号に規定する種別割

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

をいう。

(3) 自動車 法第145条第3号に規定する自動車をいう。

(4) 新規登録 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録をいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 天然ガス自動車 法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。

(8) 電力併用自動車 法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条の2 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他法第146条第2項の施行令で定める者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

(1) 新車新規登録 法附則第12条の3第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。

(2) 略

(3) 略

(4) 天然ガス自動車 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車であって併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車その他法第145条第1項の施行令で定める自動車を除く。以下この節において同じ。）に対し、その所有者（所有者が法第146条第1項の規定によって自動車税を課することができないものである場合には、その所有者以外の使用者）に課する。

2 自動車の売買があった場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第135条の2 法附則第12条の4第2項の規定の適用を受ける自動車税は、同項の規定により自動車の所有者とみなされる者に課する。

2 前項の自動車税の額は、法附則第12条の4第3項の規定により算定される金額とする。

第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が新規登録を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（自動車税の非課税）

第136条 略

（環境性能割の課税標準）

第137条の4 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条の総務省令で定めるところにより算定した金額（第137条の7において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第137条の5 法第157条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

（自動車税の非課税）

第136条 略

3 前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車  
に対して課する環境性能割の税率は、100分の3と  
する。

(環境性能割の税率の特例)

第137条の6 営業用の自動車に対する前条の規定の  
適用については、当分の間、同条第1項中「100分  
の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中  
「100分の2」とあるのは「100分の1」と、前条第  
3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とす  
る。

(環境性能割の免税点)

第137条の7 通常の取得価額が50万円以下である自  
動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第137条の8 環境性能割の徴収については、申告納  
付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号  
に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時  
又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定め  
る様式によって、環境性能割の課税標準額及び税額  
その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出す  
るとともに、その申告した税額を県に納付しなければ  
ならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録  
を受けるべき事由があった日から15日を経過する  
日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当  
該移転登録の時)

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路  
運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査  
証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受ける  
べき事由があった日から15日を経過する日(その  
日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自  
動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除  
く。以下この項において同じ。)は、前項各号に掲  
げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日まで  
に、法第160条第2項の総務省令で定める様式によ  
り、当該自動車の取得者が取得した自動車について



必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第137条の10 前条第1項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第161条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第137条の12 環境性能割の納税義務者が第137条の9の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等に関する申告)

第137条の13 法第164条第1項の規定の適用を受けよ

うとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

2 法第164条第2項の規定の適用を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第137条の9第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

3 法第164条第6項の規定による環境性能割の還付

を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等の申請)

第137条の14 法第165条第1項の規定の適用を受けよ

うとする者は、次に掲げる事項を記載した免除申請書に、当該自動車の性能が良好でないことその他同項の総務省令に定める理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 免除を受けようとする環境性能割の年度及び税額

(2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

(3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号

(4) 自動車を返還した年月日

(5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所

又は所在地及び氏名又は名称

(6) その他知事が必要であると認める事項

2. 法第165条第2項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに前項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第170条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(環境性能割に係る不足税額等の納付手続)

第137条の16 前条の通知を受けた者は、環境性能割に係る不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2. 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車(以下「天然ガス自動車等」という。))を除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等を除く。)に係る最初の新

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第7号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及び被けん引自動車(以下「天然ガス自動車等」という。))を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の

規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車(同条第3項に掲げる自動車を除く。)で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項に規定する自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車(同条第5項に掲げる自動車を除く。)で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第6項に規定する自動車(同条第5項に掲げる自動車を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号又は第6号に掲げる自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号又は第7号に掲げる自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

第4条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第3条中鳥取県税条例第54条の改正規定 平成29年4月1日</u></p> <p><u>(4) 第3条（前号に掲げる規定を除く。）及び第5条から第7条まで並びに次条、附則第4条、第5条及び第7条の規定 平成31年10月1日</u></p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「<u>31年新条例</u>」という。）第40条第1項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>第4条 <u>平成31年10月1日</u>前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「<u>31年旧条例</u>」という。）第58条の2の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>2 第7条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第1項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。</p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p>第5条 <u>平成31年10月1日</u>前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 第3条及び第5条から第7条まで並びに次条、附則第4条、第5条及び第7条の規定 平成29年4月1日</u></p> <p>(県民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「<u>29年新条例</u>」という。）第40条第1項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>第4条 <u>平成29年4月1日</u>前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「<u>29年旧条例</u>」という。）第58条の2の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>2 第7条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第1項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。</p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p>第5条 <u>平成29年4月1日</u>前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。</p>

<p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第7条 <u>31年新条例</u>の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成31年10月1日</u>以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>第137条の2第1項ただし書の規定の適用については、<u>31年旧条例</u>第134条の7第1号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車について、自動車税の環境性能割の減免を受けたものとみなす。</p> <p>3 <u>31年新条例</u>の規定中自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度分</u>以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>第7条 <u>29年新条例</u>の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成29年4月1日</u>以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>29年新条例</u>第137条の2第1項ただし書の規定の適用については、<u>29年旧条例</u>第134条の7第1号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車について、自動車税の環境性能割の減免を受けたものとみなす。</p> <p>3 <u>29年新条例</u>の規定中自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成29年度分</u>以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、<u>平成28年度分</u>までの自動車税については、なお従前の例による。</p>
--	---

第5条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。  
 第3条中鳥取県税条例第134条の11の改正規定を次のように改める。

	<p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p><u>第134条の11 営業用の自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。)</u>及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。</p> <p>2 <u>法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車</u>で初めて新規登録等(法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>3 <u>法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車</u>で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。</p>
--	--

4. 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。
5. 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。
6. 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。
7. 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。
8. 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該

取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成25年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条及び附則第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第72条の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。))を除く。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに同日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等(平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等を除く。)及び特定課税仕入れ並びに平成26年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条及び附則第4条の規定 <u>平成29年4月1日</u></p> <p>第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第72条の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。))を除く。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに同日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から<u>平成29年3月31日</u>までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等(平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等を除く。)及び特定課税仕入れ並びに平成26年4月1日から<u>平成29年3月31日</u>までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第24条の3の改正規定並びに第4条及び第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条(次号に掲げる規定を除く。)及び第5条の規定 平成30年4月1日



(3) 第2条中鳥取県税条例第208条の改正規定 平成31年1月1日

(納税証明書の交付の請求等に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「30年新条例」という。）の規定中納税証明書の交付の請求等に係る処分に関する部分は、平成30年4月1日以後にした行為に係る犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る犯則事件の処分については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第5条 30年新条例第76条の規定は、平成29年4月1日以後に新築された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第10条に規定する専有部分等（以下「専有部分等」という。）の平成30年4月1日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、平成29年4月1日以前に新築された同条に規定する特定家屋（以下「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限り。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の平成30年4月1日以前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 30年新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成30年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、平成30年4月1日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(県が課する固定資産税に関する経過措置)

第8条 新条例の規定中県が課する固定資産税に関する規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の県が課する固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等に係る償却資産に対して県が課する固定資産税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第9条 第193回国会において改正法が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (12) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について  (平成29年1月28日専決)</p>
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b>  最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項が改められたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p><b>2 概要</b>  (1) 審査分会長及び審査分会立会人の報酬を定めた規定中引用する最高裁判所裁判官国民審査法施行令の条項を改める。  (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬又は給料の額	区分	報酬又は給料の額
略		略	
審査分会長及び審査分会立 会人	最高裁判所裁判官国民 審査法施行令（昭和23 年政令第122号）第 <u>17</u> 条第2項の規定に基づ き中央選挙管理会が定 める額	審査分会長及び審査分会立 会人	最高裁判所裁判官国民 審査法施行令（昭和23 年政令第122号）第 <u>18</u> 条第2項の規定に基づ き中央選挙管理会が定 める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名

議会の委任による専決処分の報告について  
 (14) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
 (平成29年1月30日専決)

提出理由及び概要

1 提出理由

児童福祉法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項が改められたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要

- (1) 職員の育児休業等に関する条例について、児童福祉法の条項を引用する規定を改める。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

<参考>児童福祉法の改正概要（関係部分抜粋）

○「養育里親」を定義する条項が第6条の4第2項から第6条の4第1号になる。

改 正 後	現 行
<p>第6条の4 この法律で、<u>里親とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>二 <u>厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）</u></p> <p>二及び三 略</p>	<p>第6条の4 この法律で、<u>里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。</u></p> <p>2 <u>この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録された者をいう。</u></p>

○施行期日：平成29年4月1日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることができない者とする。</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることができない者とする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

